

第1条関係資料

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和54年条例第16号)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例において「<u>一部負担金等</u>」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例において「<u>一部負担金</u>」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(3) ~ (4) (略)

(助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金等（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。）について、対象者に助成金を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の支給対象としない。

(支給の方法)

第8条

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 (略)

(2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(3) ~ (4) (略)

(助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、助成金の支給対象としない。

(支給の方法)

第8条

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 (略)

第2条関係資料

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）新旧対照表

新	旧
<p>(支給対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の保護者は除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法第6条の4 _____ に規定する里親に委託されている者</p> <p>(4) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）に基づき<u>助成金</u>の支給を現に受けている者</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の保護者は除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>(4) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）に基づき<u>医療費</u>の支給を現に受けている者</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第3条関係資料

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父、母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法<u>第6条の4</u>に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、富士見市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は<u>被扶養者</u>とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父、母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、富士見市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者<u>若しくは</u>被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

2・3 (略)

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に定める自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 次号に規定するもの以外の場合は、一の医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、一の医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円

2 (略)

2・3 (略)

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に定める自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 次号に規定するもの以外の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日あたり1,200円

2 (略)